

会津大学名誉教授の称号授与に関する規程

	(平成18年	4月	1日規程第32号)
改正	平成19年	2月26日規程第81号	
改正	平成27年	1月23日規程第18号	
改正	平成27年	4月1日規程第38号	
改正	平成29年	2月22日規程第24号	
改正	2020年	2月19日規程第8号	
改正	2021年	4月1日規程第3号	

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、会津大学名誉教授の称号（以下「称号」という。）の授与について、必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 称号は、人格が高潔であり、かつ、次の各号の1に該当する者のうちから、選考によりこれを授与する。ただし、在職中、公立大学法人会津大学職員就業規則（平成18年4月1日規程第36号）第38条及び第39条の規定による減給以上の懲戒処分（交通事故の場合を除く。）を受けたものを除く。

- (1) 会津大学（以下「本学」という。）の教授（客員を除く。以下同じ。）として15年以上勤務し、教育上又は学術上功績があった者
- (2) 本学の学長又は副学長として特に功績があった者
- (3) 本学の教授として教育上又は学術上特に功績があった者

2 前項第1号に規定する勤務年数の計算は、月単位とし、次に掲げる期間は、本学の教授としての勤務年数に算入する。ただし、本学の教授として10年以上勤務した者に限る。

- (1) 会津大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）の教授としての勤務年数については、その全期間
- (2) 本学若しくは短期大学部の准教授（客員を除く。）又は他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の教授としての勤務年数については、その2分の1の期間
- (3) 本学若しくは短期大学部の講師（非常勤を除く。）若しくは他の大学の准教授としての勤務年数又は国公立若しくは企業等の研究機関における勤務年数についてはその3分の1の期間

3 第1項第3号に該当する者があるときは、その者が所属する部局長（相当と認める者が当該部局長である場合は副学長）は、その者を名誉教授候補者として学長に申し出るものとする。

4 前項の申出は、推薦した部局長を除く部局長の中から学長が指名する5名の委員で組織する検討会の議を経るものとする。

(選考手続き)

第3条 選考は、部局長会議の議決を経て、学長が決定する。

2 前項の議決は、出席構成員の3分の2以上の同意を要する。

(称号の授与)

第4条 称号の授与は、退職時に別記様式による辞令書の交付をもって行う。

(礼遇)

第5条 名誉教授に対しては、刊行物の贈呈、重要行事等への招待、図書館の利用等礼遇に努める。

(称号の取り消し)

第6条 学長は、称号を授与された者が、その榮譽を汚すと認められる行為をなしたときは、部局長会議の議決を経て、称号を取り消すことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の勤務年数の計算に当たっては、平成18年3月31日以前の本学、短期大学部等における勤務年数を含むものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。